

日帰りの介護サービス

日帰りの介護施設（デイサービスセンターなど）に通い、入浴や食事の提供、日常生活訓練などを受けることができます。

利用者の心身の元気回復や、家族の介護の手を休めたい時などに利用する介護サービスです。

介護保険のデイサービスを利用できるのは、要支援や要介護一から五の認定を受けている人です。

ふくしサロン「しあわせSUN」指定通所介護事業所

【住所】 久慈市二十八日町 1-13
【電話】 0194-61-3933
【開所】 平成16年12月

デイサービスセンター「みどりの里」

【住所】 種市町40-1-1
【電話】 0194-69-2050
【開所】 平成16年12月

※併設の「みどりの里在宅介護支援センター」では介護に関する相談やケアプランの作成を依頼することができます。

自宅での介護を支援する介護サービス

特集 住宅改修費の支給

今回は、介護保険のサービスの中で利用の仕方がわからないという声が多い住宅改修について、対象者や申請方法についてお知らせします。

対象者…介護保険の認定（要支援・要介護）

を受けている人で、次のことが認められる人です。

- 心身の機能が低下した高齢者の家庭内での安全の確保、自立支援を目的とする。
- 介護者の介護負担の軽減につながる。

以上のような理由で住宅改修を行なう場合は、要介護状態区分に限らず20万円を利用限度額として、かかった費用の9割が支給されます。（20万円に達するまで数回に分けて改修することが可能です。）20万円以上の住宅改修を行なった場合は、上限の18万円が支給され、超えた部分は全額自己負担となります。

住宅改修の種類

利用のしかた

- ① 廊下や階段、浴室やトイレの手すりの取り付け
- ② 居室や廊下、浴室やトイレなどの各室間の段差解消
- ③ 滑り防止のための床や通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸への扉の取り替え
- ⑤ 和式便器から洋式便器等への取り替え
- ⑥ 上記の改修に付帯して必要となる改修

① ケアマネジャー等に相談

居宅介護支援事業者（最寄りの在宅介護支援センターなど）の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、希望する改修の内容が介護保険の対象となるかどうか、必ず事前に相談しましょう。

② 改修工事の実施

高齢者や介護が必要な方の住宅改修の知識や実績があり、本人や家族の意見を取り入れてくれる、信頼できる改修施行業者を選びましょう。複数の業者から見積りを取りましょう。改修工事費用はいったん全額を自己負担していただきます。

③ 広域連合または市町村の窓口へ申請

申請書、住宅改修の領収書（金額は工事費内訳書と同額であること）、住宅改修の工事費内訳書、改修箇所の完成前と後の状態を確認できる書類（施行前、施行後の日付入りの写真及び平面図）、住宅改修が必要である理由書（ケアマネジャーへ依頼）が必要です。書類の不備などにより、介護保険から支払われない場合がありますので注意しましょう。

④ 住宅改修費の支給

審査を受け適正と認められれば、20万円の利用限度額内で、その費用の9割が払い戻しになります。